

大潟村新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の雇用維持・事業継続を支援するため、村内の事業者に対し予算の範囲内において支給する「大潟村新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援金」(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請事業者の代表者が村内に住所を有する村内事業者であること。
- (2) 大潟村に法人住民税を納付している事業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象外とする。

(1) 次に掲げる業種

- ① 農業
- ② 金融業
- ③ 複合サービス(郵便局、協同組合)

- (2) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当する場合
- (3) 前号の暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画している場合
- (4) 申請時に村税の滞納がある場合
- (5) 村長が不相当と判断した場合

(交付要件)

第3条 前条の交付対象者が村内で経営する事業所において、2021年4月から2022年3月のいずれかの売上金額が、コロナ禍前の2019年同月比で3割以上減少している月があること。

- 2 今後も、引続き村内で事業を継続する意思を有すること。

(支援金の対象額)

第4条 支援金の額は、前条の要件を満たした期間(月毎「以下「該当月」という。)における固定費(人件費(国が支給する雇用調整助成金分を除く)・家賃・リース料・電気料・上下水道料・燃料費・広告費等)の2分の1以内とする。

- 2 村内公共施設の指定管理者にあつては、前項の支援金対象額の範囲内で指定管理料との整合性を図るものとする。

(申請)

第5条 対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、大潟村新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 該当月及び2019年同月の売上げ状況及び、経費の支払い状況がわかる書類等

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 村長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、大潟村新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援金交付決定(却下)兼額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(請求)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、大潟村新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援金請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(支払)

第8条 村長は、前条の規定による請求があった場合は、内容を確認のうえ、適当と認めるときは、原則として請求のあった日から30日以内に支援金を支払う。

(支給決定の取消し)

第9条 村長は、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取消すとともに、既に支援金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該支援金の額の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

(関係部署との連携)

第10条 村長は、支援金の支給を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

(添付書類の省略)

第11条 村長は、関係部署からの情報提供等によって、この要綱に定める申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を確認できるときは、添付が必要な書類の全部又は一部を省略させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。